房総導水路施設緊急改築事業	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（朝霞水路に限る。）	厚生労働大臣
	房総導水路施設緊急改築事業の対象である施設（両総用水共用施設を除く。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

環境大臣　望月　義夫

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表原子力規制委員会の項中「九九〇人」を「九五九人」に改め、同表合計の項中「二、七八八人」を「二、七五七人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十月十四日から施行する。

（環境省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　環境省定員規則の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「一、〇一五人」を「九八四人」に改める。

告　示

○総務省告示第三百五十五号

平成二十六年九月三十日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第四項の居住困難区域（以下「居住困難区域」という。）であった区域のうち、次の区域について、居住困難区域の指定を解除する。

平成二十六年十月一日

総務大臣　山本　早苗

川内村大字下川内　字貝ノ坂の全ての区域

字荻の全ての区域

川内村内国有林磐城森林管理署

六三二林班、六三三林班、六三五林班、六三六林班

○総務省告示第三百五十六号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）の施行に伴い、及び危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十八条の十六第二号（同令第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月一日

総務大臣　山本　早苗

第三十二条第五号ホ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

附　則

この告示は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

○総務省・経済産業省告示第四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十月一日

総務大臣　山本　早苗

経済産業大臣　小渕　優子

第二号の二中「三千七百四十番十二まで、三千七百四十番十六から三千七百四十番二十まで」を「三千七百四十番二十二まで」に改め、第三号中「二十五番地の四十五まで」を「二十五番地の四十六まで」に、「、三百四番地及び」を「及び三百四番地並びに」に、「四番地の二十三」を「四番地の二十三から四番地の二十五まで」に、「九番地の九まで」を「九番地の十二まで」に改め、第六号を次のように改める。

六　八戸地区

青森県八戸市豊洲一番一から一番二十五まで、二番一から二番四十六まで及び七番二並びに大字河原木字海岸四番六、四番十三、四番十四、四番四十四から四番四十九まで、五番、六番一、六番二、七番、八番、十五番一から十五番五まで、二十番一、二十番二及び二十一番一から二十一番六まで、字館一番、十六番二十、十六番二十一、十六番二十四、十六番五十七、十八番一、十八番二、十九番四及び十九番五、字遠山新田一番一及び五番二、字内河原十八番、字赤沼二番四並びに字浜名谷地七十三番二の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

第十号中「及び二百十九番地の四」を「、二百十九番地の四及び二百二十番地の七」に、「、字砂田」を「並びに字砂田」に、「、字中島下」を「並びに字中島下」に、「及び字大小路」を「並びに字大小路」に改め、第十一号⑴中「四番地の六十一まで」を「四番地の六十二まで」に改め、第十三号ロ中「二十二番地二十一まで」の下に「、二十二番地二十三、二十二番地二十四」を加え、「及び三十四番地十三から」を「、三十四番地十三から」に改め、「三十四番地二十一まで」の下に「及び三十四番地五十三」を加え、第十四号を次のように改める。

十四　京葉臨海北部地区

千葉県市川市の次の区域

⑴　田尻千二十六番一、千二十六番三から千二十六番五まで、千二十七番一、千二十七番四、千二十七番五及び千二十七番八から千二十七番十一まで並びに上妙典千六百一番、千六百一番二、千六百一番一、千六百二番三、千六百二番四、千六百三番一、千六百三番三、千六百三番四、千六百六番一、千六百六番二及び千六百六番十五の区域

⑵　本行徳二千五百五十四番一、二千五百五十四番十三、二千五百五十四番十六、二千五百五十四番十七、二千五百五十四番四十から二千五百五十四番六十三まで、二千五百五十四番六十八から二千五百五十四番七十二まで及び二千五百五十四番八十一から二千五百五十四番八十八まで並びに当該区域に介在する道路の区域並びに高浜町一番、二番、三番一から三番三まで、四番一から四番三まで、四番五から四番九まで、五番、六番一、六番二、七番、十二番及び十三番の区域

第十五号イ⑵中「五十七番七まで」を「五十七番五まで、五十七番九」に改め、第十六号イ中「のうち一般国道十六号線の西側」を「一番一、一番二、一番十六、一番十七、一番二十一、二番一から二番六まで、三番三、六番一から六番三まで、七番一から七番十一まで、八番、九番三及び十番」に改め、同号ロ中「、二番地の二、三番地、六番地及び九番地から」を「及び十一番地から」に改め、第五十三号中「、千四百十九番地の八から」を「及び千四百十九番地の八から」に改め、「七百五十六番地の一」の下に「、七百五十六番地の七、七百五十六番地の八」を加え、「並びに字東潮上」を「及び字東潮上」に改め、第五十五号イ⑴中「五千二百五十四番地の十五、五千二百五十四番地の十七から」を「五千二百五十四番地の十五から」に改め、同号イ⑶中「二千五百七十五番地の七十一まで」の下に「、二千五百七十五番地の七十五」を加え、同号イ⑷中「十六番地の七まで」を「十六番地の八まで」に改め、同号ロ中「七千四百八十九番地の二十まで」を「七千四百八十九番地の二十二まで」に、「、千七十九番地から」を「及び千七十九番地から」に改める。

○法務省告示第四百十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十六年十月一日

法務大臣　馬場みどり

東京法務局所属　服部　悟

東京法務局所属　佐久間邦夫

松山地方法務局所属　石丸　邦彦

松山地方法務局所属　檜垣　明美

○法務省告示第四百十五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十二号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月一日

法務大臣　馬場みどり